	(17)　平成二十二年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十二年度財源対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第九号を同項第八号とし、同項第十号中「減税補てん債」を「減税補**塡**債」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「臨時税収補てん債」を「臨時税収補**塡**債」に、「臨時税収補てんのため」を「臨時税収補**塡**のため」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(10)　平成二十二年度臨時財政対策債

第七条第一項の表都道府県の項第十二号を同項第十一号とする。

第七条第一項の表市町村の項第六号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に、「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(11)　平成二十二年度補正予算債
	ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年度市町村六十・〇％分」という。）
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　国の経済危機対応・地域活性化予備費の使用に係るもの（以下「平成二十二年度市町村五十・〇％分」という。）
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	ウ　ア及びイに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十二年度市町村四十五・〇％分」という。）
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「減収補てん債」を「減収補**塡**債」に、「減収補てんのため」を「減収補**塡**のため」に、「平成元年度から平成二十一年度まで」を「平成二年度から平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(20)　平成二十二年度減収補**塡**債
	ア　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号を削り、同項第九号中「平成元年度から」を「平成二年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)から(8)までを同号(2)から(7)までとし、同号を同項第八号とし、同項第十号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(17)　平成二十二年度財源対策債
	ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの
	ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの
	(ア)　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	(イ)　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十号を同項第九号とし、同項第十一号中「減税補てん債」を「減税補**塡**債」に、「補てんする」を「補**塡**する」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「臨時税収補てん債」を「臨時税収補**塡**債」に、「臨時税収補てんのため」を「臨時税収補**塡**のため」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「平成二十一年度まで」を「平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加える。

	(10)　平成二十二年度臨時財政対策債
	ア　平成二十二年度市場公募都市に係るもの
	イ　平成二十二年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十三号を同項第十二号とする。

第九条中「あん分」を「按分」に改め、第一項の表都道府県の項第二号中「0.568」を「0.610」に、「$\sum_{i=5}^{7}$」を「$\sum_{i=5}^{7}$」に改め、同項第三号中「〇・〇四」を「〇・〇三」に、「二・一六」を「二・一九」に改め、同項第四号1中「1.060」を「1.079」に、「0.974」を「0.971」に改め、同項第五号1を次のように改める。

五　社会福祉費	人口

1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ(1)、算式イ(2)、算式イ(3)、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{\alpha \times B \times 11.080}{A}$$

算式アの符号	
A	測定単位の数値
B	私立保育所入所人員（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）と、へき地保育所入所児童数（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）との合計数